

◆天皇の退位等に関する皇室典範特例法

(平二九・六・一六)
六三

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精勵してこれら中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じおられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精勵されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勵されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十一条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

(国民の祝日に関する法律の一部改正)

第十条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」を「天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」に改め、「天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。」を削る。

◆天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

(平三〇・一二・一四)
一九

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）第二条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(他の法令の適用)

第二条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

2 本則及び前項の規定により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

(この法律の失効)

第三条 この法律（次項を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

2 前項の場合において必要な経過措置は、政令で定める。